

監査等委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令及び定款に基づき、監査等委員会に関する事項を定める。

(組織)

第2条 監査等委員会は、すべての監査等委員である取締役（以下、この規程において「監査等委員」という。）で組織する。

- ② 監査等委員会は、監査等委員会の長を置く。
- ③ 監査等委員会は、常勤の監査等委員を置く。
- ④ 前項のほか、監査等委員会は、第9条に掲げる事項を行う監査等委員（以下、この規程において「選定監査等委員」という。）及び第10条に掲げる事項を行う監査等委員（以下、この規程において「特定監査等委員」という。）を置く。

(監査等委員会の職務)

第3条 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
- 二 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定
- 三 取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の選任もしくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定
- 四 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下、この規程において同じ。）についての監査等委員会の意見の決定
- 五 その他法令及び定款に定められた職務

(開催)

第4条 監査等委員会は、株主総会終結直後及び隔月定められた日にそれぞれ本社において開催する。この場合には、第6条の規定にかかわらず招集手続を経ることなしに開催することができる。ただし、予め通知して日時、場所を変更し、又は休会とすることができる。

- ② 監査等委員会は、必要があるときに随時開催する。

(招集権者)

第5条 監査等委員会は、監査等委員会の長が招集し運営する。

- ② 各監査等委員は、監査等委員会の長に対し監査等委員会を招集するよう請求することができる。
- ③ 前項の請求にもかかわらず、監査等委員会の長が監査等委員会を招集しない場合は、その請求をした監査等委員は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第6条 監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委

員に対してその通知を発する。

- ② 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第7条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
- ③ 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(監査等委員会の決議事項)

第8条 監査等委員会は、法令、定款に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる事項を決議する。

- 一 監査等委員会の長の選定又は解職
- 二 常勤の監査等委員の選定又は解職
- 三 選定監査等委員の選定
- 四 特定監査等委員の選定
- 五 監査等委員会監査等基準の策定
- 六 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担等に関する事項
- 七 監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の執行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項
- 八 監査報告の作成
- 九 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 十 会計監査人を再任することの適否の決定
- 十一 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定
- 十二 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
- 十三 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- 十四 取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の利益相反取引についての承認
- 十五 取締役の選任もしくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定
- 十六 取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の決定
- 十七 監査等委員（補欠監査等委員を含む。以下、本条において同じ。）の選任を株主総会の目的とすることの請求の決定
- 十八 監査等委員の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定
- 十九 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査等委員会の意見表明
- 二十 その他監査等委員会の職務の執行に関し、監査等委員会が必要と認めた

事項

(選定監査等委員)

第9条 監査等委員会は、次に掲げる事項を行う選定監査等委員を定める。

- 一 取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすること
 - 二 子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすること
 - 三 会計監査人に対してその監査に関する報告を求めること
 - 四 第12条第1項第1号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合の解任後最初の株主総会における解任の旨及びその理由の報告
 - 五 取締役会の招集
 - 六 株主総会における取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の選任もしくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の陳述
 - 七 株主総会における取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の陳述
 - 八 会社と取締役間の訴訟において会社を代表すること
 - 九 その他訴訟提起等に関し会社を代表すること
- ② 前項第1号又は第2号に掲げる事項を行う選定監査等委員は、当該各号の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(特定監査等委員)

第10条 監査等委員会は、その決議によって次に掲げる職務を行う特定監査等委員を定める。

- 一 監査等委員会が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査等委員に対し送付すること
 - 二 事業報告及びその附属明細書に関する監査等委員会の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（以下、本条において「特定取締役」という。）に対し通知すること
 - 三 特定取締役との間で、前号の通知すべき日について合意をすること
 - 四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査等委員に対し通知すること
 - 五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知すべき日について合意をすること
 - 六 計算関係書類に関する監査等委員会の監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること
 - 七 特定取締役との間で、前号の通知すべき日について合意をすること
- ② 特定監査等委員は、常勤の監査等委員とする。

(監査等委員会の同意事項)

第11条 監査等委員会の同意を要する次に掲げる事項については、法令又は定款に別段

の定めがある場合を除き、監査等委員会の決議によって行う。

- 一 取締役が監査等委員（補欠監査等委員を含む。）の選任に関する議案を株主総会に提出すること
- 二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等

（監査等委員の全員の同意事項）

第12条 監査等委員の全員の同意を要する次に掲げる事項については、監査等委員会における協議を経て行うことができる。

- 一 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること
- 二 取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
- 三 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
- 四 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役に提出すること
- 五 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
- 六 株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び取締役であった者の側へ補助参加すること
- 七 取締役及び取締役であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすること

- ② 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

（監査等委員の権限行使に関する協議）

第13条 監査等委員は、次に掲げる事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査等委員会において協議することができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査等委員に対する質問についての説明
- 二 取締役会に対する報告等
- 三 株主総会に提出しようとする議案及び書類その他のものに関する報告
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査等委員の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述

（報酬等に関する協議）

第14条 監査等委員の報酬等の協議については、監査等委員の全員の同意がある場合には、監査等委員会において行うことができる。

（監査等委員会に対する報告）

第15条 監査等委員は、自らの職務の執行の状況を監査等委員会に定期かつ随時に報告

するとともに、監査等委員会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

- ② 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告しなければならない。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。
- ④ 前3項に関して、監査等委員、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

(監査報告の作成)

第16条 監査等委員会は、その決議により、監査報告を作成する。

- ② 監査報告の内容が各監査等委員の意見と異なる場合であって、かつ、当該監査等委員の求めがあるときは、監査等委員会は、当該監査等委員の意見を監査報告に付記するものとする。
- ③ 監査等委員会の監査報告には各監査等委員が署名又は記名押印(電子署名を含む。)する。常勤の監査等委員及び社外監査等委員はその旨を記載又は記録する。
- ④ 前3項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。

(議事録)

第17条 監査等委員会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名又は記名押印(電子署名を含む。)する。

- 一 開催の日時及び場所(当該場所に存しない監査等委員、取締役(監査等委員を除く。)又は会計監査人が監査等委員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議に要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名
- 四 次に掲げる事項につき監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
 - ロ 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
- 五 監査等委員会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 監査等委員会の議長の氏名

- ② 第15条第4項の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。

- 一 監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容

- 二 監査等委員会への報告を要しないものとされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名
- ③ 会社は、前2項の議事録を10年間本店に備え置く。

(監査等委員会事務局)

第18条 監査等委員会は、その招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務及びこの規程の改廃に関する事務を、監査等委員会の職務を補助すべき使用人にこれにあたらせることができる。

- ② 前項の監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を置く。

(監査等委員会監査等基準)

第19条 監査等委員会及び監査等委員の監査に関する事項は、法令又は定款もしくはこの監査等委員会規程に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会監査等基準による。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は監査等委員会が行う。

付 則

第1条 この規程は、2016年 5月13日より実施する。

- ② この規程は、2021年 9月29日より改定実施する。